

令和 2 年 7 月 3 日からの大雨により被災されました災害救助法適用市町村に立地の社会福祉施設従事者相互保険にご加入の施設様に対しては、次の通り特別対応を実施しています。

①社会福祉施設従事者相互保険の掛金の払い込みを、お申し出により、最長 6 カ月猶予いたします。

②保険金のご請求における書類の一部を省略する取り扱いを行っております。詳細やお申し出につきましては、下記の<お問い合わせや給付のご請求等>までご連絡ください。

被災された皆様が、1 日も早く平常に回復されますよう心からお祈り申し上げます。

令和 2 年 7 月 7 日

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター

理事長 橋 本 正 明

<お問い合わせや給付のご請求等>

公益財団法人 社会福祉振興・試験センター 福祉第一部

☎:03-3486-7511 FAX :03-3486-7514

【社会福祉施設従事者相互保険担当：城間・杉本】